

受入機関（日本語教育機関）向け

日本財団御中

当法人（以下、受入機関）は、日本財団「ウクライナ避難民向け日本語学校奨学金」へ申請するウクライナ避難民（以下、申請者または奨学生）への奨学金の給付が決定し、申請者が奨学生となった場合で、受入機関へ入学することになった場合、下記の事項に同意します。

記

- 奨学生の入学にあたり、受入機関は入学金を免除すること。
- 半年ごとの奨学生の出席状況・成績の日本財団への報告、担当講師による日本財団によるアンケートへの回答、および日本財団主催の「ウクライナ避難民向け日本語学校奨学金」報告会への参加を行うこと。
- 下記の事項に該当する場合、奨学生への奨学金が取り消され、取消日以降の奨学金の支払いが中止される場合があること。その場合、もし申請者が受入機関への在籍の継続を希望する場合は、その後の受入機関に対する授業料等の支払いは申請者の負担と手続きにて行うことになること。
 - 1) 受入機関による半期ごとの出席状況の確認において、奨学生の出席率が正当な理由がなく5割以下であった場合
 - 2) 奨学金受領中に、ヒアリング・アンケートへの回答、体験レポートの提出、奨学生向けの支援イベント等への日本財団による参加の求めに奨学生が応じない場合
 - 3) 奨学生が日本財団に事前の連絡なく無断で帰国し、受入機関の授業に参加していない場合
 - 4) 奨学生が奨学金の給付について日本財団に申請した情報に虚偽があった場合
 - 5) 奨学生に法令に違反する行為があった場合
 - 6) 奨学生と受入機関との就学にかかる契約を終了した場合
 - 7) 奨学生が日本財団に提出した同意書の同意事項に違反した場合
- 上記の取消事由に該当し奨学生への奨学金が取り消された場合であって、奨学生が受入機関を退学した場合、受入機関は奨学金取消日以前に日本財団が支払った学費以外の学費の支払いを奨学生に求めないこと。
※学費に含まれる費用は日本財団「ウクライナ避難民向け日本語学校奨学金」募集要項や申請フォームに示した費用に従う。
- 受入機関は、日本財団が学費として給付する奨学金以外の費用について奨学生に支払いを求める場合、他の学生には通常支払いを求めている費用の支払いや、他の学生に通常支払いを求めている費用であっても他の学生に求めている金額以上の支払いを奨学生に求めないこと。

- 受入機関は、反社会勢力（暴力団（日本国外における組織的犯罪グループを含み、以下同じ）、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことおよび反社会勢力に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当および関与しないこと。
- 日本財団から提供を受けた個人情報について、日本の個人情報保護法に基づき個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じること。
- 奨学生の受入機関に対する授業料の支払いを日本財団が立て替えて支払う件および本同意書にかかる事項その他の関連事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されること。また、奨学金の立替払いに関連するいかなる訴訟も東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。

年 月 日

受入機関住所

代表者

印